



# 島根県報

平成20年11月18日（火）

号外 第 136 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

（中 小 企 業 課） 2

# 告 示

## 島根県告示第905号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成20年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表緊急融資の部セーフティネット資金の項の前に次のように加える。

資金繰 り円滑 化支援 緊急資 金	中小企 業者又は 組合であ って、中 小企業信 用保険法 （昭和25 年法律第 264号。 以下「保 険法」と いう。） 第2条第 4項に規 定する特 定中小企 業者のう ち、同項 第5号に 該当する ことにつ いてその 住所地を 管轄する 市町村長 の認定を 受けたも の	設備 資金 運転 資金	40,000,000 円	－	年1.70 パーセ ント	10年 以内	1年以 内据置 き 元金均 等月賦	法人1 人以上 個人原 則とし て不要	取扱金融 機関又は 保証協会 の決定に よる。	要 （年0.4パ ーセント 以上0.8パ ーセント 以下）	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 農協 JFしま ね
-------------------------------	--	----------------------	-----------------	---	--------------------	-----------	-------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	--	---------------------------------------	---

別表緊急融資の部セーフティネット資金の項中「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）」を「保険法」に改め、同表の注の1中「及び長期経営安定緊急資金」を「、長期経営安定緊急資金及び資金繰り円滑化支援緊急資金」に改め、同表の注の3第1号中「中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）」を「保険法」に改める。

### 附 則

この告示は、平成20年11月19日から施行する。